

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第37号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年2月25日 11時40分ごろ	
発生場所	千葉県富津市木更津港東電富津火力新北防波堤西灯台から真方位352° 1.1海里付近 (概位 北緯35°22.0′ 東経139°49.0′)	
事故等調査の経過	平成22年3月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 第八^{こうえい}厚栄丸、498トン 140467、株式会社ナカニシマリン</p> <p>B 貨物船 第八^{とうかい}東海丸、279トン 133659、房州物流株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、四級海技士（航海）</p> <p>B 船長B、四級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷外板に凹損及び擦過傷</p> <p>B なし</p>	
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、霧により視界制限状態の木更津港富津航路の東側で錨泊中、B船は、船長Bほか3人が乗り組み、約1.5ノットの速力で東進中、単独で船橋当直に就いていた船長Bが船首方の至近にA船を認め、機関を後進にかけて左舵をとったが、平成22年2月25日11時40分ごろ、A船の左舷中央部とB船の右舷防げん材が衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 濃霧、風 ほとんどなし、視程 約100m</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>	
その他の事項	船長Bは、レーダーによる適切な見張りを行っていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船は錨泊中、B船は東進中、霧により視界制限状態の木更津港内において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bが、濃霧の木更津港内を東進中、レーダーによる適切な見張りを行わなかったため、A船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>両船は、ともに視界制限状態における音響信号を行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、霧により視界制限状態の木更津港内において、A船が錨泊中、B船が東進中、船長Bが適切な見張りを行わなかったため、両船が衝	

	突したことにより発生したものと考えられる。
--	-----------------------